

大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領

平成 21 年 6 月 4 日 制定

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 2 月 20 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

(目 的)

第 1 条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20 年法律第87 号。以下「法」という。）の規定により大分県知事（以下「知事」という。）が行う認定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 認定基準 法第6条第1号から第8号までの基準をいう。
- 二 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「性能評価機関」という。）をいう。
- 三 確認書 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項の規定により性能評価機関が住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した結果を記載した住宅性能評価書
- 四 住宅型式性能認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。
- 五 認証型式住宅部分等 住宅の品質確保の促進等に関する法律第40条第1項の認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。
- 六 特別評価方法認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 58 条第 1 項の規定による特別の試験方法又は計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。

(確認書を活用した認定申請)

第 3 条 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の規定による認定の申請の場合は、確認書の提出がある場合の申請手数料金額とすることができる。

(住宅設計性能評価書を活用した認定申請)

第 4 条 法第5条第1項から第4項までもしくは第6項から第7項まで又は法第8条第1項の規定による認定について、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81

号)に基づく住宅性能評価書(以下「評価書」という)を活用することができる。

- 2 申請者は、前項の場合において、評価書の写しを申請書に添付することにより、評価書の提出がある場合の申請手数料金額とすることができる。
- 3 前項の規定により添付する評価書は、別表に掲げる区分に応じた基準に適合していることを証したものとする。
- 4 前項の規定のうち、次の各号に該当するものは、長期優良住宅認定基準に適合していることが示された図書を別途添付しなければならない。
 - 一 法第2条第4項第1号ロ関係の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1であるもの。
 - 二 法第2条第4項第1号ロ関係の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級2又は3であるもののうち、限界耐力計算により建物の安全性が確かめられたもの。
 - 三 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)第3第4項(2)基準のただし書きを適用するもの。

(知事が必要と認める図書)

第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(以下「省令」という。)

第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けたものにあつては、当該確認済証の写し
- 二 性能評価機関が長期使用構造等であることの確認を行った場合は確認書
- 三 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の内容が記載された書面を含む。以下同じ。)の写し
- 四 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 五 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し
- 六 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

七 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という）

八 その他知事が必要と認める図書

（知事が不要と認める図書）

第6条 省令第2条第3項の規定により同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要と認めるものは次の各号に定めるものとする。

一 住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、当該認定書において住宅性能評価の申請の際、明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合にあっては、当該認証書において住宅性能評価の申請の際、明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

（申請の取り下げ）

第7条 申請者は、法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項（法第9条第1項の規定による場合を含む。）の規定による認定の申請を取り下げようとする場合、認定申請取下げ届（様式1）を知事に提出するものとする。

（建築等の取りやめ）

第8条 認定計画実施者は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合、住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式2）に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて知事に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第9条 知事は、法第5条第1項から第7項まで又は法第8条第1項（法第9条第1項の規定による場合を含む。）の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合、認定しない旨の通知書（様式3）にその理由を記し、申請者に通知するものとする。

（承認しない旨の通知）

第10条 知事は、法第10条の規定による承認の申請を承認しない場合、承認しない旨の通知書（様式4）にその理由を記し、申請者に通知するものとする。

（構造計算適合性判定に準じた審査の実施等）

第11条 法第6条第2項の規定による申出があった場合（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）において、当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、知事は、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査を行う場合は、当該審査を構造計算適合性判定審査業務委託先に委託することができる。

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第12条 法第6条第1項第3号に規定する良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。

一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備及び用途についての制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定を行わないものとする。

二 景観法（平成16年法律第100号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合しない場合は、原則として認定を行わないものとする。ただし、景観計画中、努力義務とあるものについてはこの限りでない。

三 認定時において、次に掲げる区域内においては、原則として認定を行わないものとする。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅及び区画整理地区内の除却が不要な住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

（自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準）

第13条 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮する事項は、次のとおりとする。

一 次に掲げる区域内においては、原則として認定を行わないものとする。

ア 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

（報告の徴収）

第14条 認定計画実施者は、申請に係る住宅の建築の工事を完了したときは、建築工事が完了した旨の報告書（様式5）により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を知事に報告するものとする。

2 知事は、法第12条の規定による報告の徴収を行う場合、報告の徴収を求める旨の通知書（様式6）により行うものとする。

3 認定計画実施者は、法第12条による報告を求められた場合、認定長期優良住宅状況報告書（様式7）に、報告内容を説明するための図書を添えて、知事に報告するものとする。

（改善命令）

第15条 知事は、法第13条第1項から第3項までの規定による改善命令を、改善命令書（様式8）により行うものとする。

（認定の取消し）

第16条 知事は、法第14条第2項の通知を認定取消通知書（様式9）により行うものとする。

（その他）

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年2月20日から施行する。

2 前項に規定する改正規定の施行の日から6月を経過する日までの間において、改正前の大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領（以下「要領」という。）第3条第2項に規定する適合証は、改正後の要領第2条第3号に規定する確認書とみなし、改正前の要領第5条第2号の規定により適合証を添付するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分		基準	
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。)	法第2条第4項第一号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)	構造躯体の劣化対策	評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の3の3-1(3)の等級3の基準
	法第2条第4項第一号ロ関係(地震に対する安全性の確保)	耐震性	次の①から③までのいずれかによること。 ① 評価方法基準第5の1の1-1(3)イの基準* ② 評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準。ただし、限界耐力計算を行う場合にあっては、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。)第3の2(2)①ハの規定による* ③ 評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準
	法第2条第4項第三号関係(維持保全を容易にするための措置)	維持管理・更新の容易性	評価方法基準第5の4の4-1(3)の等級3の基準
	法第2条第4項第四号関係(エネルギーの使用の効率性)	省エネルギー対策	評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準
共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	法第2条第4項第一号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)	構造躯体の劣化対策	評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の3の3-1(3)の等級3の基準
	法第2条第4項第一号ロ関係(地震に対する安全性の確保)	耐震性	次の①から③までのいずれかによること。 ① 評価方法基準第5の1の1-1(3)イの基準* ② 評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準。ただし、限界耐力計算を行う場合にあっては、告示第3の2(2)①ハの規定による* ③ 評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準

法第 2 条第 4 項第二号 関係(構造及び設備の 変更を容易にするため の措置)	可変性	評価方法基準第 5 の 4 の 4-4(3)イ①及び② に定められた躯体天井高が 2,650 ミリメート ル以上
法第 2 条第 4 項第三号 関係(維持保全を容易 にするための措置)	維持管理 更新の容 易性	次に掲げる基準 ① 評価方法基準第 5 の 4 の 4-1(3)の等級 3 の基準(告示第 3 第 4 項(2)ただし書きを 摘要するものについては、等級 2*) ② 評価方法基準第 5 の 4 の 4-2(3)の等級 3 の基準(告示第 3 第 4 項(2)ただし書きを 摘要するものについては、等級 2*) ③ 評価方法基準第 5 の 4 の 4-3(3)の等級 3 の基準(告示第 3 第 4 項(2)ただし書きを 摘要するものについては、等級 1*)
法第 2 条第 4 項第四号 関係(高齢者の利用上 の利便性及び安全性)	高 齢 者 等 対策	原則として、評価方法基準第 5 の 9 の 9-2(3) の等級 3 の基準
法第 2 条第 4 項第四号 関係(エネルギーの使 用の効率性)	省エネ ルギー対策	評価方法基準第 5 の 5 の 5-1(3)の等級 4 の 基準

*別途添付書類として「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」に適合していることが示された図書を要する。

様式 1（第 7 条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所
氏 名

次の認定の申請を取り下げたいので、大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領第 7 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法 6 条第 2 項に基づく申し出）
有 ・ 無
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取り下げる理由

※ 受付欄	※ 備考

- （注意）
- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
 - 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 2（第8条関係）

住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

大分県知事 殿

認定計画実施者の住所又は
主たる事務所の所在地
認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく下記の住宅の建築工事又は維持保全を取りやめたいので、大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法6条第2項に基づく申し出）
有 ・ 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 取りやめる理由

※ 受付欄	※ 備考

（注意）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 3 (第9条関係)

認定しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

大分県知事

下記の長期優良住宅建築等計画の申請については、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大分県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、大分県（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

様式 4（第10条関係）

承認しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

大分県知事

下記の承認申請書の申請については、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大分県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、大分県（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

様式 5 (第 14 条関係)

建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

大分県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 認定計画実施者の氏名

5 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士等

【資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【住 所】

【氏 名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【所在地】

6 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。
- 3 「6 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
- 4 工事監理報告書等、認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付して下さい。

様式 6（第 1 4 条関係）

報告の徴収を求める旨の通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事
（土木事務所長）

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 2 条の規定に基づき、建築又は維持保全の状況について書面により報告してください。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 報告を求める内容

様式 7 (第 1 4 条関係)

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

土木事務所長 殿

報告者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、報告の求めのあった下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全の状況について、大分県長期優良住宅の認定等に関する事務処理要領第 1 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築又は維持保全の状況

※ 受付欄	※ 備考

(注意)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式 8 (第 15 条関係)

改善命令書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事
(土木事務所長)

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、大分県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、大分県（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 認定計画実施者の氏名

4 認定に係る住宅の位置

5 命ずる措置

6 改善の期限

様式9（第16条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者 殿

大分県知事

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大分県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、大分県（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申し出）

有 ・ 無（確認年月日・番号 ）

4 認定に係る住宅の位置

5 理由

委 任 状

【代理者】

【資 格】（ 級）建築士 （ ）登録 第 号
【氏 名】
【建築士事務所名】
【事務所登録番号】（ 級）建築士事務所（ ）知事登録 第 号
【郵便番号】
【所在地】
【電話番号】

上記の者を代理者と定め、下記の住宅について長期優良住宅の認定申請等に関する手続き一切の権限を委任します。

【住宅に関する事項】

【地名地番】
【構造】 造 一部 造
【工事種別】☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐既存
【建て方】☐一戸建ての住宅 ☐共同住宅等

【委任事項】

- ☐法第5条第1項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第2項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第3項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第4項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第5項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第6項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第5条第7項の規定による認定申請手続、認定通知書受取
- ☐法第8条第1項の規定による変更認定申請手続、変更認定通知書受取
- ☐法第9条第1項の規定による変更認定申請手続、変更認定通知書受取
- ☐法第10条の規定による承認申請手続、承認通知書受取
- ☐県要領第7条の規定による認定申請取下げ届の提出
- ☐県要領第8条の規定による住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書の提出
- ☐県要領第14条第1項の規定による建築工事が完了した旨の報告書の提出
- ☐県要領第14条第3項の規定による認定長期優良住宅状況報告書の提出
- ☐その他（ ）

年 月 日

【委任者】

【住所】：
【氏名】：